日時　令和八年二月十三日及び同月二十日（予備、同月十四日及び同月二十一日）の毎日〇八〇〇から一七〇〇まで
区域　若狭湾北方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線並びに(ア)及び(エ)の二地点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度一五、二四〇メートル以下までの間
(ア)　北緯三七度〇〇分一一秒　東経一三四度五九分五〇秒
(イ)　北緯三七度二二分一一秒　東経一三五度三九分四九秒
(ウ)　北緯三七度〇二分一一秒　東経一三五度三九分四九秒
(エ)　北緯三六度四〇分一一秒　東経一三四度五九分五〇秒
実施艦その他　自衛艦九隻
一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第二十六号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

令和八年二月四日　防衛大臣　小泉進次郎

日時　令和八年二月七日から同月十四日及び同月十九日から同月二十三日（予備、同月十五日から同月二十八日、同月二十四日及び同月二十五日）の毎日〇六〇〇から一八〇〇まで
区域　八丈島南東方の北緯三一度一四分一四秒、東経一四四度二六分四八秒の地点を中心とする半径二十五海里の円内の海面及びその上空で海面から高度一五、二四〇メートル以下までの間
実施艦その他　自衛艦十隻
一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第二十七号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

令和八年二月四日　防衛大臣　小泉進次郎

日時　令和八年二月七日から同月十四日及び同月十九日から同月二十三日（予備、同月十五日から同月十八日、同月二十四日及び同月二十五日）の毎日〇六〇〇から一八〇〇まで
区域　野島埼南方の次の(ア)から(キ)までの七地点を順次結んだ線並びに(ア)及び(キ)の二地点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空。ただし、(ウ)及び(ク)を結んだ線から南側は海面から高度一五、二四〇メートル以下並びに(ウ)及び(ク)を結んだ線から北側で(イ)及び(ケ)を結んだ線から南側は海面から高度四、五七二メートル以下並びに(イ)及び(ケ)を結んだ線から北側は海面から高度三、六五八メートル以下までの間
(ア)　北緯三四度三五分一二秒　東経一四〇度一六分四八秒
(イ)　北緯三四度一八分二三秒　東経一四〇度三三分〇六秒
(ウ)　北緯三四度〇八分一八秒　東経一四〇度四六分五一秒
(エ)　北緯三四度〇一分五九秒　東経一四〇度五七分〇一秒
(オ)　北緯三三度五七分〇七秒　東経一四一度〇五分一四秒
(カ)　北緯三三度三四分二九秒　東経一四〇度二五分四七秒
(キ)　北緯三四度三一分一二秒　東経一四〇度〇七分四八秒
(ク)　北緯三三度四七分〇六秒　東経一四〇度二一分五〇秒
(ケ)　北緯三四度一一分二一秒　東経一四〇度一四分〇九秒
実施艦その他　自衛艦十隻
一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第二十八号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和二十七年法律第百四十号）第五条の規定により、令和八年一月二十八日付けをもって土地の使用の認定をしたので、同法第七条第一項の規定により告示する。

令和八年二月四日　防衛大臣　小泉進次郎

一　使用する地方防衛局長の名称
沖縄防衛局長
二　使用する土地の所在
沖縄県国頭郡伊江村字西江上ヤー原（一八二〇番）
三　使用する土地等の調書及び図面の縦覧場所
沖縄県国頭郡伊江村字東江前三八番地　伊江村役場

○防衛省告示第二十九号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和二十七年法律第百四十号）第五条の規定により、令和八年一月二十八日付けをもって土地の使用の認定をしたので、同法第七条第一項の規定により告示する。

令和八年二月四日　防衛大臣　小泉進次郎

一　使用する地方防衛局長の名称
沖縄防衛局長
二　使用する土地の所在
沖縄県国頭郡宜野座村字漢那城原（二二七六番二五）
沖縄県国頭郡金武町字金武石川原（八一八二番一）、字金武長地原（八六二〇番）及び字伊芸加武川原（一九二七番、一九二八番二及び一九二八番三）
三　使用する土地等の調書及び図面の縦覧場所
沖縄県国頭郡宜野座村字宜野座二九六番地　宜野座村役場
沖縄県国頭郡金武町字伊芸七六番一号　沖縄防衛局金武出張所

○防衛省告示第三十号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和二十七年法律第百四十号）第五条の規定により、令和八年一月二十八日付けをもって土地の使用の認定をしたので、同法第七条第一項の規定により告示する。

令和八年二月四日　防衛大臣　小泉進次郎

一　使用する地方防衛局長の名称
沖縄防衛局長
二　使用する土地の所在
沖縄県国頭郡金武町字金武大兼久原（二八六二番一及び二八七一番一）、字金武大保根原（一一九四七番一及び一九六九番一）及び字金武岬原（一二七四二番一、一二八〇三番、一二八三六番一、一二八三七番三、一二八六四番一、一二八六四番二、一二八六四番三、一二八六四番四、一二八六四番五、一二八六四番六、一二八六四番七、一二八六四番八、一二八六四番九、一二九〇九番、一二九五九番、一二九五九番一、一二九五九番二、一二九五九番三、一二九五九番四、一二九五九番五、一二九六〇番、一二九六八番及び一二九七八番一）
三　使用する土地等の調書及び図面の縦覧場所
沖縄県国頭郡金武町字伊芸七六番一号　沖縄防衛局金武出張所

○防衛省告示第三十一号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和二十七年法律第百四十号）第五条の規定により、令和八年一月二十八日付けをもって土地の使用の認定をしたので、同法第七条第一項の規定により告示する。

令和八年二月四日　防衛大臣　小泉進次郎